



# 鳥取県公報

平成16年11月5日(金)  
号外第171号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (84)(住宅政策課)..... 1
	看護職員修学資金貸付規則及び理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (85)(医務薬事課)..... 2
<b>告 示</b>	国土利用計画法施行令第9条第1項の規定による基準地の標準価格(865)(都市計画課)..... 4

——— 公布された規則のあらまし ———

看護職員修学資金貸付規則及び理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 国立大学法人、独立行政法人国立病院機構又は地方独立行政法人が設置する看護職員又は理学療法士等の養成施設に在学する者は、国又は地方公共団体が設置する看護職員又は理学療法士等の養成施設に在学する者に係る修学資金の月額と同額の修学資金の貸付けを受けることができることを明らかにすることとした。(第1条、第2条関係)
- 2 看護職員修学資金貸付金の返還の債務の履行猶予の対象施設から、主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院等を除外することとした。(第1条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第84号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成15年鳥取県条例第60号)の施行期日は、平成16年11月10日とする。

看護職員修学資金貸付規則及び理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第85号**

看護職員修学資金貸付規則及び理学療法士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

(看護職員修学資金貸付規則の一部改正)

第1条 看護職員修学資金貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目(以下「削除号細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
(修学資金の額等)			(修学資金の額等)		
第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。			第4条 修学資金の月額、次の表の左欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。		
	区分	月額		区分	月額
1 第2条第2号	ア 国(国立大学法人法	32,000円	1 第2条第2号	ア 国又は地方公共団体	32,000円
アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第2条に規定する独立行政法人国立病院機構を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方独立法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。)が設置する看護職員養成施設(学校教育法第1条に規定する		アからウまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	が設置する看護職員養成施設(学校教育法第1条に規定する大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を除く。イにおいて同じ。)に在学する者	

	大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を除く。イにおいて同じ。)に在学する者
	略
略	

2～4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(オ))に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(カ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(ク))に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア) 病院((エ)に掲げる者を除く。)

(イ) 略

(ウ) 略

(エ) 略

(オ) 略

(カ) 略

(キ) 略

(ク) 略

イ 略

(4)～(6) 略

様式第3号(第6条関係)

修学生推薦調書

	略
略	

2～4 略

(返還の債務の履行猶予)

第13条 知事は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 看護職員養成施設の修学生が、次に掲げる施設において看護職員の業務(ア(カ))に掲げる施設にあっては助産師の業務、ア(キ)に掲げる施設にあっては保健師の業務に限る。)に従事しているとき(ア(ケ))に掲げる施設の業務に従事している場合にあつては、当該業務に従事する前に、病院、診療所又は介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限る。)

ア 県内の施設

(ア) 病院((ウ)及び(オ))に掲げる者を除く。)

(イ) 略

(ウ) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法第1条の規定による改正前の医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書の規定による許可を受けている主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有する病院(改正法附則第2条第1項の規定による届出がされたものを除く。)その他これに類するものとして知事が別に定める病院((オ)に掲げるものを除く。)

(エ) 略

(オ) 略

(カ) 略

(キ) 略

(ク) 略

(ケ) 略

イ 略

(4)～(6) 略

様式第3号(第6条関係)

修学生推薦調書

略	
所 在 地	郵便番号 電話番号
学 年	第 学年
略	

略	
所 在 地	郵便番号 電話番号
略	

(理学療法士等修学資金貸付規則の一部改正)

第2条 理学療法士等修学資金貸付規則(昭和49年鳥取県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学資金の額等)</p> <p>第4条 修学資金の月額、国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)第2条に規定する独立行政法人国立病院機構を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。以下同じ。)が設置した養成施設に在学している者にあつては3万2,000円、国及び地方公共団体以外の者が設置した養成施設に在学している者にあつては3万6,000円とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(修学資金の額等)</p> <p>第4条 修学資金の月額、国又は地方公共団体が設置した養成施設に在学している者にあつては3万2,000円、国及び地方公共団体以外の者が設置した養成施設に在学している者にあつては3万6,000円とする。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の看護職員修学資金貸付規則第4条第1項及び理学療法士等修学資金貸付規則第4条第1項の規定は、平成16年度分の資金の貸付けから適用する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、改正後の看護職員修学資金貸付規則第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

### 鳥取県告示第865号

国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項の規定に基づき、基準地の単位面積当たりの標準価格を判定したので、次のとおり告示する。

平成16年11月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 価格判定の基準日

平成16年7月1日

2 基準地の所在、単位面積当たりの価格等

宅地及び宅地見込地

基準地番号	基準地の所在及び地番並びに住居表示	基準地の1平方メートル当たりの価格(円)	基準地の地積(m <sup>2</sup> )	基準地の形状	基準地の利用の現況	基準地の周辺の土地の利用の現況	基準地の前面道路の状況	基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況	基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況	基準地に係る都市計画法その他法令に基づく制限で主要なもの
鳥取(県)-7	鳥取市立川町三丁目317	82,000	130	1:3.5	住宅W2	一般住宅の中に小売店舗が見られる既成住宅地域	北5m市道	水道、ガス、下水	鳥取駅1.9km	1住居(60,200)
鳥取(県)-12	鳥取市東町二丁目341-1	158,000	444	1:3	住宅RC2	中規模一般住宅が建ち並ぶ山手の閑静な住宅地域	北東15m市道	水道、ガス、下水	鳥取駅1.8km	1住専(60,200)準防
鳥取(県)-13	鳥取市吉成字下池田1022	92,000	224	1:2	住宅W2	中規模一般住宅が建ち並ぶ利便性の良い住宅地域	南東6m市道	水道、ガス、下水	鳥取駅1.2km	1住居(60,200)
鳥取(県)5-3	鳥取市扇町128-1ほか	220,000	613	台形1:2	店舗W2	中層の事務所ビル、店舗等が建ち並ぶ新興商業地域	南東16m県道	水道、ガス、下水	鳥取駅250m	商業(80,400)
鳥取(県)5-4	鳥取市末広温泉町129	230,000	163	1:5	店舗兼住宅RC2	小売店舗が建ち並ぶ市街地中心部の商業地域	北西22m国道	水道、ガス、下水	鳥取駅400m	商業(80,500)防火
鳥取(県)5-6	鳥取市瓦町605	132,000	165	1:4.5	旅館S4	小規模店舗を中心とした既成商業地域	南東15m市道	水道、ガス、下水	鳥取駅500m	商業(80,400)準防
米子(県)-2	米子市三本松三丁目4740 「三本松三丁目13-25」	64,500	337	1:1.5	住宅W2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	東6m市道	水道、ガス、下水	三本松口駅300m	1中専(60,200)
米子(県)-9	米子市目久美町42-3ほか	64,000	288	1:1	住宅W2	一般住宅の中にアパートなどが見られる既成住宅地域	北5.5m市道	水道、ガス、下水	米子駅1.2km	1住居(60,200)
米子(県)-10	米子市西福原四丁目252 「西福原四丁目4-12」	68,000	242	1:1.2	住宅S2	中規模一般住宅が多い既成住宅地域	北西8.5m市道	水道	米子駅2.8km	1住居(60,200)
米子(県)5-3	米子市加茂町一丁目26ほか	170,000	338	1:2	事務所S2	中規模の事務所ビル、銀行等が建ち並ぶ商業地域	南東24m国道	水道、ガス、下水	米子駅850m	商業(80,500)準防
米子(県)5-4	米子市角盤町一丁目3-5	72,000	153	1:6	店舗兼住宅S3	低層の店舗併用住宅が多い近隣商業地域	北東8m市道	水道、ガス、下水	米子駅1.1km	商業(80,400)準防
米子(県)5-8	米子市皆生五丁目1620-1ほか 「皆生五丁目20-17」	81,000	956	1.5:1	店舗W2	郊外型店舗等が建ち並ぶ国道沿いの路線商業地域	北東24m国道	水道、ガス、下水	米子駅4.6km	近商(60,200)
米子(県)7-2	米子市中島二丁目378-1 「中島二丁目1-56」	68,000	865	台形1:2.5	事務所兼倉庫S3	国道沿いに店舗、事務所、工場等が混在する地域	北東18m国道	水道、ガス	米子駅3.4km	準工(60,200)
倉吉(県)-2	倉吉市堺町三丁目79-2ほか	54,000	257	1:2	住宅W2	中規模一般住宅が多い中心部に近い既成住宅地域	南4.5m市道	水道、下水	倉吉駅4km	(郵)1住居(60,200)準防
倉吉(県)-6	倉吉市下余戸字稲岡159-11	41,000	231	1:2	住宅W2	一般住宅の中に空地等が見られる郊外の住宅地域	東8.5m市道	水道、下水	倉吉駅2km	(郵)1中専(60,200)
倉吉(県)5-4	倉吉市伊木字式ノ首214-1	98,000	962	1:2.5	ホテルS2	店舗、事務所等が建ち並ぶ県道沿いの商業地域	西18m県道	水道、下水	倉吉駅850m	(郵)商業(80,400)準防
境港(県)-1	境港市弥生町180	42,000	318	1:1.5	住宅S3	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整理済の新興住宅地域	北西6m市道	水道、ガス、下水	境港駅700m	1住居(60,200)

岩美(県) - 2	岩美町大字浦富字上 町北側1886	34,000	413	1:2	住宅 W 2	一般住宅の中に店 舗等が見られる古 くからの住宅地域	南西8m 町道	水道	岩美駅 1.8km	(都) (70,400)
船岡(県) - 1	船岡町大字船岡字西 方屋敷1078-4ほか	26,000	543	1:3	住宅 W 3	一般住宅と農家住 宅が混在する古く からの住宅地域	北東7m 国道	水道、下 水	因幡船 岡駅 750m	(都) (70,400)
智頭(県) - 2	智頭町大字智頭字段 1970-36	37,500	220	1:1.2	住宅 W 3	中規模一般住宅が 建ち並ぶ区画整然 とした新興住宅地 域	南5m 町道	水道	智頭駅 1km	(都) (70,400)
気高(県) - 1	気高町大字浜村字家 廻り下371	24,000	386	1:1.5	住宅 W 1	農家住宅が多い古 くからの住宅地域	東5m 町道	水道、下 水	浜村駅 1.3km	(都) (60,200)
羽合(県) - 3	羽合町大字久留字二 ノ屋敷92-1	25,500	487	1:1.5	自宅 W 3	一般住宅の中に農 家住宅等が見られ る住宅地域	北西5.5 m 町道	水道、下 水	羽合西小学 校前バス停 380m	(都) (70,400)
東伯(県) - 2	東伯町大字八橋字仲 町南側1756	27,000	265	1:4	住宅 W 2	中規模一般住宅が 建ち並ぶ既成住宅 地域	北6.5m 県道	水道	八橋駅 400m	(都) (70,400)
淀江(県) - 2	淀江町大字佐陀字下 畑屋敷138	26,000	571	1:2.5	住宅 W 2	農家住宅、一般住 宅等が見られる住 宅地域	北4.5m 町道	水道、下 水	淀江駅 4km	(都) (70,400)

備考

1 「基準地番号」欄は、用途別に数字を付し、次のように表示している。

- 1、- 2、- 3.....住宅地

3 - 1、3 - 2、3 - 3.....宅地見込地

5 - 1、5 - 2、5 - 3.....商業地

7 - 1、7 - 2、7 - 3.....準工業地

9 - 1、9 - 2、9 - 3.....工業地

10 - 1、10 - 2、10 - 3.....市街化調整区域内の現況宅地

なお、印は、地価調査と地価公示の標準地が同一の地点（共通地点）であることを示す。

2 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地に住居表示がある場合には、「 」内に表示した。

なお、基準地が数筆にわたる場合は、「ほか」と表示した。

3 「基準地の地積」欄には、原則として土地登記簿に登記されている地積を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨ててある。

4 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあつては、至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

5 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを地下階層にはBを付してある。）を表示している。

鉄骨鉄筋コンクリート造..... S R C

鉄筋コンクリート造..... R C

鉄骨造..... S

ブロック造..... B

木造..... W

6 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示してある。

なお、道路の種類は、次の区分により表示し、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り、舗装済みである。

道路法の道路..... 国道、県道、市道、町道及び村道

私人が管理する道.....私道

その他の道.....道路

7 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄には、次により表示した。

(1) 水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。

(2) ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によって、これらのガス事業からガス供給が可能な場合には、「ガス」と表示した。

(3) 基準地が下水道法の処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合には、「下水」と表示した。

8 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50メートル未満の場合は「近接」と表示した。

9 「基準地に係る都市計画法その他法令に基づく制限で主要なもの」欄には、次により表示した。

(1) 用途地域等は、次の略号で表示した。

なお、市街化区域は、特には表示していない。

第一種低層住居専用地域..... 1 低専

第二種低層住居専用地域..... 2 低専

第一種中高層住居専用地域..... 1 中専

第二種中高層住居専用地域..... 2 中専

第一種住居地域..... 1 住居

第二種住居地域..... 2 住居

準住居地域..... 準住居

近隣商業地域..... 近商

商業地域..... 商業

準工業地域..... 準工

工業地域..... 工業

工業専用地域..... 工専

防火地域..... 防火

準防火地域..... 準防

市街化調整区域..... 「調区」

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域.....(都)

都市計画区域以外の地域..... 「都計外」

(2) ( )内の左側に建ぺい率を、右側に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

10 表中の各項目の記載内容は、価格判定の基準日(平成16年7月1日)における状況を示す。

